

国保 国民健康保険と後^{後期高齢}期高齢者医療

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ新しい保険証などのお知らせです。

■問合せ 医療保険課 ☎20-3024 国民健康保険▶国保係 後期高齢者医療▶長寿医療係

国保 後期高齢

新しい保険証をお届けします

現在使用中の保険証の有効期限は7月31日(月)までです。8月から使用する新しい保険証を7月中に郵送します。
※70～74歳の方は、一部負担割合(医療機関の窓口負担割合)が記載されます。

保険証を窓口で受け取りたい方

窓口交付をご希望の世帯には、医療保険課、田沼・葛生行政センターでお渡しします。7月7日(金)までに医療保険課へ電話で申し込み、7月20日(木)以降に本人確認書類を持ってお越しください。

新しい保険証の色



▲国民健康保険保険証(うぐいす色)



後期高齢者医療保険証(紫色)▶



国保 後期高齢

医療費が高額になりそうなとき

「限度額適用認定証」などを医療機関に提示することで、同じ月の同じ医療機関での一部負担金の金額を自己負担限度額までに抑えることができます。自己負担限度額は、世帯の所得に応じて設定されています。「限度額適用認定証」の交付を受けるためには、申請が必要です。

※住民税非課税世帯などは、入院中の食事代が軽減される場合もあります。

※70歳以上の方は、保険証に設定されている自己負担限度額が適用され、申請が不要な場合もあります。

すでに認定証をお持ちの方

▶国民健康保険 7月31日(月)が有効期限です。8月以降も必要な方は、7月14日(金)以降に更新の手続きができます。ただし、保険税を滞納していない世帯の方が対象です。

▶後期高齢者医療 令和4年度に認定証の交付を受けたことがあり、令和5年度も該当する方には、新しい保険証に同封してお送りします。

申請に必要なもの

○保険証 ○窓口に来る方の本人確認書類

▼申請場所

医療保険課(1階)、田沼・葛生行政センター

国保 後期高齢

保険税・保険料額をお知らせします

▶国民健康保険税 市民税課 ☎20-3007

▶後期高齢者保険料 医療保険課 ☎20-3024

国民健康保険税について

納税通知書を7月14日(金)に発送します。第1期の納期限は7月31日(月)です。

保険税には、世帯の所得が一定の金額以下の場合、軽減措置があります。このため、収入のない場合でも世帯主と国民健康保険加入者全員の申告をお願いします。

また、保険税を特別な事情もなく滞納すると、資格証明書などへの切り替えや保険給付が一時差し止めとなる場合がありますので、口座振替などを利用し、納め忘れのないようお願いいたします。口座振替は、納税通知書同封の「口座振替依頼書」を金融機関に提出するほか、一部の銀行を除き市役所でも手続きできます。

税率および課税限度額を改正しました

区分	基礎課税額		後期高齢者支援金等課税額		介護納付金課税額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
所得割	6.6%	6.0%	2.4%	変更なし	2.1%	変更なし
均等割	25,200円	22,200円	8,400円	変更なし	10,800円	変更なし
平等割	18,000円	15,600円	7,200円	変更なし	6,000円	変更なし
課税限度額	630,000円	650,000円	190,000円	200,000円	170,000円	変更なし

後期高齢者医療保険料について

保険料の通知書を普通徴収（納付書または口座振替による納付）の方には7月14日(金)に、特別徴収（年金からの天引き）の方には8月1日(火)に発送します。

保険料の決まり方

$$\text{年間保険料 (最大で66万円)} = \text{均等割額 (43,200円)} + \text{所得割額 (賦課の基となる所得金額} \times 8.54\%)$$

※賦課の基となる所得金額：総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額

国保 後期高齢

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査について

対象の方は、健診スタートブックに受診券が掲載されています。年に1度無料で受診できますので、ぜひご利用ください。

各種制度の詳細は、通知書同封のチラシなどをご覧ください。
また、市のホームページでも詳細を記載しております。



▲国民健康保険



▲後期高齢者医療

